

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理 事 長 山 越 伸 子
(公 印 省 略)

令和7年度の負担金の算定に係る地方公務員災害補償基金業務規程第33条の4に規定する理事長が定める値について（通知）

令和7年度の負担金の算定に係る地方公務員災害補償基金業務規程第33条の4に規定する理事長が定める値（以下「基準値」という。）については、下記のとおり定めましたので通知します。

なお、貴支部管内のメリット制適用団体の地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）第17条の2第3項の規定により引き上げられ又は引き下げられた定款別表第二下欄に掲げる割合等につきましては、別紙のとおりですので、貴職から各メリット制適用団体に対し、通知していただくようお願いします。

記

令和7年度の基準値

職 員 の 区 分	基 準 値
義務教育学校職員	0.48
義務教育学校職員以外の教育職員	0.53
警察職員	0.32
消防職員	0.20
電気・ガス・水道事業職員	0.20
清掃事業職員	0.19
その他の職員	0.37